

かわさき里山コラボに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例（平成11年川崎市条例第49号。以下「条例」という。）の趣旨に鑑み、企業等の参加協力を得て里山の保全を行う、「かわさき里山コラボ」に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) かわさき里山コラボ

市及び企業等が、特別緑地保全地区又は緑の保全地域に指定された公有地（以下「緑地」という。）を美しく安全な里山となるよう保全するため、条例第14条第1項に基づく保全管理計画の策定を行い、その計画に基づき里山の保全を行うこと。また、企業等はその意向により里山を活用すること。

(2) 企業等

かわさき里山コラボの対象団体として、市が認めた企業、教育機関等

(3) 特別緑地保全地区

都市緑地法（昭和48年法律第72号）第12条に基づき指定された土地

(4) 緑の保全地域

条例第10条第1項に基づき指定された土地

(協定)

第3条 市と企業等は、本要綱に定めるもののうち必要な事項を確認し、協定を締結する。

2 前項に定める協定の締結期間はおおむね5年以上とする。

(市の役割)

第4条 市は、次に掲げる事項のうち必要な事項を行うものとする。

- (1) 計画的な里山管理作業の支援
- (2) 活動の支援や技術的な指導
- (3) 急斜面や技術的に作業が困難な場所の管理
- (4) 里山保全に関する情報の提供
- (5) 保全管理活動の広報活動
- (6) その他必要な活動

(企業等の役割)

第5条 企業等は、次に掲げる事項のうち必要な事項を行うものとする。

- (1) 計画的な里山管理作業
- (2) 社員等に向けた里山管理活動の企画実施
- (3) 里山の魅力を活かした自然観察会等環境教育や社員の研修、福利厚生等の企画

実施

- (4) 保全管理活動の広報・研究活動
- (5) 寄付による緑地への支援
- (6) その他必要な活動

(活動の計画及び報告)

第6条 市長は、企業等から、毎年度3月末日までに、次年度の活動の計画及び当該年度の活動の報告を受け、その内容の確認を行うものとする。

(協定の解除)

第7条 市長は、次の各号に該当する場合、協定の解除をすることができる。

- (1) 緑地等の管理上、著しく支障があると判断したとき。
- (2) 前各条に定める事項を守らなかったとき。
- (3) 法令等に違反したとき。
- (4) その他特別な理由があるとき。

2 特別な理由があるときは、市と企業等は協議の上、協定の解除をすることができる。

(その他必要な事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、その他必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年2月4日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成26年3月19日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日以前に締結した覚書及び協定については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、令和7年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日以前に締結した覚書及び協定については、なお従前の例による。

(里山活動バージョン例)

里山保全管理活動等に関する協定書

川崎市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、甲の所有する〇〇〇〇〇の保全管理等に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、〇〇〇〇〇（川崎市 区地内）において、当該土地の保全管理活動を実施し、当該土地の生物多様性保全を図り、市民生活における良好な環境の確保に寄与することを目的として、保全管理活動等に必要な事項を定めるものである。

(協定の有効期間)

第2条 本協定の有効期間は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までとする。なお、本協定の締結により甲乙間の令和〇〇年〇〇月〇〇日付締結した里山保全活動に関する覚書は終了することを確認する。

2 有効期間が満了する日の2か月前までに、改廃について甲乙協議を行い、延長の合意を得た場合は、さらに1年間更新するものとし、その後の更新についても同様とする。

(保全管理活動等)

第3条 甲、乙は本協定の有効期間中、次条に定める保全管理活動等（以下「保全管理活動等」という。）を実施する。

(保全管理活動等の内容)

第4条 甲、乙が行う保全管理活動等は、以下の通りとする。

甲

- (1) 計画的な里山管理作業の支援
- (2) 活動の支援や技術的な指導
- (3) 急斜面や技術的に作業が困難な場所の管理
- (4) 里山保全に関する情報の提供
- (5) 保全管理活動の広報活動
- (6) その他必要な活動

乙

- (1) 計画的な里山管理作業
- (2) 社員等に向けた里山管理活動の企画実施
- (3) 里山の魅力を活かした自然観察会等環境教育や社員の研修、福利厚生等の企画実施
- (4) 保全管理活動の広報・研究活動

(5) その他必要な活動

乙の活動の具体的な内容については、甲の協力のもと、乙が自ら定めるものとする。

(活動の計画及び報告)

第5条 乙は実施する保全管理活動等について、毎年3月末日までに甲に次年度の活動計画書及び当該年度の活動報告書を提出するものとする。

(協定の解除)

第6条 甲は、乙の活動が次の各号に該当する場合、協定の解除をすることができる。

- (1) 市長が保全地域等の管理上、著しく支障があると判断したとき。
- (2) 前各条に定める事項を守らなかったとき。
- (3) 法令等に違反したとき。
- (4) その他特別な理由があるとき。

(履行)

第7条 甲、乙は、本協定書の各事項について誠意をもって履行するものとする。

(その他の事項)

第8条 本協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、記名押印のうえ、甲乙各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 川崎市
川崎市長 印

乙
印

(寄附バージョン例)

里山保全管理活動に関する協定書

川崎市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、甲の所有する〇〇〇〇〇の保全管理に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、〇〇〇〇〇（川崎市 区地内）において、当該土地の保全管理活動を実施し、当該土地の生物多様性保全を図り、市民生活における良好な環境の確保に寄与することを目的として、保全管理活動に必要な事項を定めるものである。

(協定の有効期間)

第2条 本協定の有効期間は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

(市への寄附による参加協力)

第3条 乙は、甲に対し本協定の有効期間中、以下の活動に対し、寄附するものとする。

2 前項に定める寄附は、年額〇〇〇〇〇〇円とし、乙は甲が指定する納付書により支払うものとする。

(活動の内容)

第4条 甲、乙が行う保全管理活動は、以下の通りとする。

甲

- (1) 計画的な里山管理作業
- (2) 保全管理活動の広報活動
- (3) その他必要な活動

乙

- (1) 保全管理活動の広報・研究活動
- (2) その他必要な活動

乙の活動の具体的な内容については、甲の協力のもと、乙が自ら定めるものとする。

(協定の解除)

第5条 甲は、乙の活動が次の各号に該当する場合、協定の解除をすることができる。

- (1) 市長が保全地域等の管理上、著しく支障があると判断したとき。
- (2) 前各条に定める事項を守らなかったとき。
- (3) 法令等に違反したとき。
- (4) その他特別な理由があるとき。

(履行)

第6条 甲、乙は、本協定書の各事項について誠意をもって履行するものとする。

(その他の事項)

第7条 本協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、記名押印のうえ、甲乙各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 川崎市
川崎市市長 印

乙
印